

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）  
經濟論叢 第二十五卷 第四號

田島博士  
還曆祝賀記念  
論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和二年十月一日發行

# 經濟論叢

第二十五卷第四號

(通卷第四百十八號。禁轉載)

# オレームの貨幣學說に就いて

大森 研造

貨幣の魂が金に宿るのか、金の精が貨幣になるのか。吾人が現今の貨幣經濟の機構を検する時、貨幣は恰も抽象的なる價值單位若くは計算單位の如くに、その職能を發揮するのを見るであらう。そしてまた貨幣の發展階段を辿つて漸次その源に遡る時、貨幣は一の財であつたことをも知るであらう。

如斯、貨幣が徐々に具象より抽象に向つて進んだ發展の道程は決して坦々たるものではなかつた。金即貨幣を唱へた Heraklit. (about 535-about 475 B. C.) 銀即貨幣を説いた Xenophon. (444-354 B. C. or 430-357 B. C.) の昔から、貨幣を抽象的價值單位、若くは計算單位とする Bendixen & Liefmann の今に至る迄、或は貨幣は *proba* か *justa* かの問題として、或は貨幣は *bonitas intrinseca* を有するか *valor impositus* を有するかの形に於て、絶えず論議され、省察されて來たのである。乍併、貨幣に關する理論が經濟學の一部門として秩序ある體系を具ふるに至つたのは、近世經濟學の成立したる十八世紀以降のことである。それ迄は多くは、學者賢人が、

或は倫理道德の一部として、或は献策助言の形式に於て、その當時の王侯若くは民衆に説いたものであつて、殆んど斷切零碎のものたるに過ぎなかつた。その中にあつて、珍らしくも貨幣現象を秩序的理論的に解説して、近世貨幣理論に多大の貢獻をなしたる者をニコラ、オレーム(Nicolas Oresme, 1333-1382) とする。

彼は一三三三年佛國ケーン(Caen)のアンターン(Allemagne)村に生れ、巴里の文科大學に學んで神學博士の學位を得、一三五五年には巴里のナブラカレッヂの學長となる。カール五世が佛國の王位に即くや、彼は擧げられてリシニエ(Lisieux)の僧正に任せられ、一三八二年七月十九日其地に歿した。

彼は殆んど凡ての科學に興味を有し、當時の神學者、哲學者であつたばかりでなく、數學の方面に於ても函數の經過を圖解し、分數器を使用した最初の人であつた。其著書には、*De latitudine formarum*、*Algorismus proportionum* などがある。彼は又アリストートルの翻譯をも企て、一三七〇年にはその *Ethics* を、一三七一年には *Politics* と *Economics* を、何れも羅句語より佛語に譯述してゐるが、然し彼に不朽の名聲を贏ち得せしめたるものは、實に一三六四年の著述、*Tractatus de origine, natura, jure et mutationibus monetarum*、(貨幣に關する起源、性質、法律、及び變更に關する小論)であつた。(註二)

1) Brockhaus, Handbuch des Wissens. Bd. 3. S. 443.

(註1) 此の "Tractatus" はオレーム自身によつて "Traicte de la premiere invention des monnoies" なる表題で佛譯されたが、それは原本の寫本 "Sacra bibliotheca sanctorum patrum. ed. Marg. de la Bigne, tomus IX, Paris, 1859" の中に收められてある。

W. Roscher は一八六二年に Academie des sciences morales et politiques に提出した一論文に於て初めてオレームの著書の學問的價值を紹介した。Roscher の此の論文は一八六四年に L. Wolowski に依り評註を加へられて、羅甸文、佛文の原文に添へて出版せられた。その書名は "Traicte de la premiere invention des Monnoies de Nicole Oresme et Traite de la Monnoie de Copernic" Paris, 1864 である。

余はオレームの貨幣學說を論評するに當つて、先づ當時の世相と著述の動機とを略説するの必要を感ずる。蓋し學說は常に之を唱ふる人、其唱へるゝ時代の産物であるからである。

オレームが "Tractatus" を著した時代は、アルトマン (S. Altmann) の所謂鑄貨制度の墮落による貨幣理論發展の時代であつた。<sup>3)</sup> 即ち一面に於ては、スコラティシズムの隆興と共に Albert Magnus (1193 or 1205-1280) Thomas Aquinas (1225-1274) 等によつて提唱せられた貨幣學說は、貨幣を倫理、宗教、法律及び經濟的諸方面より攷究するの機運を作りたると同時に、當時著しき發展を遂げたる貨幣經濟の普及は、貨幣制度安定の必要を痛感せしむるに至つた。又他面に於ては王權の樹立に基く國費の支出が、貨幣の鑄造によつて支辨せられた爲に屢々起つた惡鑄改竄の結果、貨幣問題が學者の論議の標的となるに至つたのである。蓋し久しき以前より法學者達は王

2) J. Lewinski, The Founders of Political Economy, 1922, p. 7.

3) S. Altmann, Studien zur Lehre vom Geldwert. 1906. S. 6.

權に媚んがために羅馬帝國の傳統と、羅馬法の貨幣概念に基きて、貨幣は單なる表章に過ぎず、又貴金屬の價値は全く想像的のものに過ぎないと云ふ見解を以て、國王 (Supremus princeps) の貨幣惡鑄を擁護した。(註二)

(註II) Philip von Valoir (1293-1350) 於一三四六年一月十六日に Beaucarre の知事に發したる布告中には、*„A nostre Majestés royal appartient le fait la provision et tout ordenance de monnoie, et de fair monnietr telles monnyes et donner tels cours et pour tel prix comme il nous plaist et bon nous semble pour le bien et profit de nos subgiez et en usant de notre droit. . . .”*

その結果第十二世紀の初葉から鑄貨の改惡が頻繁に行はれ、一一一〇年には Gilbert de Nogent が惡鑄の非を鳴し、十三世紀に於ては Thomas Aquinas (1225-1274) が貨幣の改惡はその量月の標準を變更すると一同の混亂を惹起するものであると警告し、Pierre Dubois (1300) は國王フイリップに向つて「貨幣の改惡が臣民に蒙らしむる損害たるや戦争の比に非ず、又これによつて國王及び貴族の歲入は減少するのみならず、彼等が購買せんとする物品の價格は倍加する」と訴へたが如く、國王が貨幣を惡改鑄するの權利、従つて貨幣の價値を決定する權利を有するや否やの問題は、社會識者の深甚なる注意を惹起するに至つた。

時恰も佛蘭西は英國と百年戦争の最中であつて、國王はその多額の國費と王室の利源とを、主

4) Documents monétaires Bd. I, S. 25 Ordonnances des Rois de France. Bd. 2, S. 254.

として貨幣の改竄に求め、貨幣を改鑄すること一三〇八年には十一回、翌四九年には九回、一三〇八年には十八回にも及び、ために貨幣は固有の品位と確實性を失い、物價關係は紊れて佛國は重大なる經濟的危機に瀕したのである。

此の時に當つて鑄貨政策の原理を述べ時弊を救済せんがために纂述せられたものがオレームの *Tractatus* である。従つて彼の著書は一面に於ては世間の貨幣改鑄に關する疑問に對しての解答書であり、他面に於ては國王の貨幣政策に對する抗議書であつた。<sup>5)</sup>

オレームの *Tractatus de origine, natura, jure et mutationibus monetarum* は理論と政策の二部門に分れ、その内容は表題の示すが如く、貨幣の起源、貨幣制度の規定、並に貨幣改鑄に關する問題である。

彼は先づ卷頭に於て、*Subtilitate homines usum monetae invenire, quae esset instrumentum permutandi ad invicem naturales divitias, quibus de per se subvenitur naturaliter humanae necessitati nam... pecuniae dicuntur artificiales divitiae.* 『進化せる人々は自然の富の交換に對して手段たるべき貨幣の使用を見出す、而してこれに依つて自然に人類の困難が救はれる、それ故に……貨幣は人工的の富と呼ばれる』と。即ち彼は貨幣を物々交換の困難に基く産物なりとし、且つ貨幣を人工的の富なりと概念した。この交換要具 *instrumentum permutandi* たる貨幣の素材には鑄造の容易なること、耐久性に富むこと、取扱に便

5) G. Schmidt, *Der konstante Geldwert vom Oresmius bis Knapp.* 1925.

利なること、尙ほ此他にその少量を以て他の大量を取得し得るもの、換言すれば、貴重にして高價なる物が適する。此條件を最も善く具備するものは金銀である。(註三)(註四)

(註三) 羅句文には、*instrumentum permutandi* とされども、佛譯書には、*instrument preuer et machander* とある。  
Oresme, *Tractatus S. 2, Tractie. p. 9.* 參照。

(註四) 金銀が何故に貨幣たるに適するかにては、Aristotle は金屬そのもの特性、即ち運搬並に使用に便利なることを擧げてゐるが、Thomas Aquinas は以上の條件の外に尙ほ金屬それ自身效用を有すること、*Metalle secundum se utile* 並に稀少なること *rarius* を添加してゐる。

オレーム、師 Buridan は貨幣の素材たるべき條件として、(一)運搬の容易なるがため貴金屬たること、(二)價値の貯藏たるがために堅牢なること、(三)小口取引のために分割し得ること、(四)品質の齊一なることを説くために刻印を捺し得ることを擧げてゐる。

次に貨幣金屬の價値について、*Nam secundum hoc, quod aurum est de natura sua pretiosius et rarius argenteo et ad inveniendum vel habendum difficilius, ipsium aurum aequalis ponderis debet preuolare in certa proportione, sicut forsitan esset viginti ad unum.* と述べ、彼は貴金屬の價格の決定基礎として貴重性と稀少性 (*pretiosa et rara*) を擧げ、この二要素から金はその性質上銀よりも高價である。金貨と銀貨との價値關係はこの貴金屬の自然的價値關係に合致するやう確定されねばならぬと説いてゐる。(註五)

(註五) 貨幣の價値について Heinrich von Gent (1217-1293) は、貨幣の價値はその素材の貴重にして有用なること *Materia pretiosa et utile* に由るものである。従つて貨幣の價値はその素材價値と一致すべきものであるが、貨幣がよく市場に流



通し得るは素材價值以外に貨幣の價格測定性 *Aestimatis pretium* に基くものである。而して貨幣の價值も他の物と同じやうに時と所により又特に供給によつて變化するものである。<sup>7)</sup>

Antonin von Florenz (1359-1436) は金が蓄藏された場合には稀少になり、従つて同一貨幣を以て以前よりも多くの物品を購買し得ると。<sup>8)</sup>

Buridan (オレームの師) (um 1300-1356) は貨幣の價值は *human need* によつて計量されるべきものである。何となれば吾人が金銀を貨幣として要せなくても尙ほ富者は贅澤の目的に要するからである。それ故に全體に於て金銀は貨幣形態に於けると同一若くは殆んど同一の價值を有すると。<sup>9)</sup>

然るにオレームは貨幣價值については多く語つてゐない。

貨幣の鑄造は交通を輕易にすること以外に何等の意味をも有せぬが故に、貨幣の價值はその素材價值と全く同一でなければならぬ。

貨幣金屬の稀少性には上下に各々一定の限界あることを要す。若し造幣に對してその材料たる金屬が不足すれば (*residuum non sufficient pro moneta*) 國王に貨幣材料の變改 (*mutatio materiae*) を許容せざる可からざるに至る。之に反して若く材料が餘りに豊富ならんか、貨幣數量の増加のために貨幣の職能發揮上支障を生ずるあらうと。然らば適當なる貨幣數量とは幾何、並に貨幣材料と密接なる關係を有する貨幣需要を決定する原因如何の問題に對しては、彼は何等の解答を與へないで、只流通内には常に一定の貨幣需要が存在し、それが補償される迄は金銀を他の用途

7) Monroe, op. cit. p. 25

8) Monroe, op. cit. p. 25

Schreiber, Die Volkswirtschaft Anschauungen der Scholaski seit Thomas v. Aquin. S. 217-226.

9) Monroe, op. cit. 35

に充てゝはならぬと云ふ考を抱いてみたやうである。<sup>10)</sup>

當時佛蘭西には金貨銀貨の他に尙ほ銀と銅との合金より成れる黑色の貨幣 (*Nigra mixta moneta*) が流通してゐた。

これについてオレームは(一)斯くの如き各種の貨幣を必要とするや否や。(二)各種の金屬よりなる鑄貨の價値關係即ち比率如何の問題について省察した。即ち彼は「大取引の商業に金銀貨の必要なるが如く、小口の取引に對して小額貨幣を必要とするの理由の下に、各種貨幣の同時流通を認めたい。(註六) 此の點に於て彼は補助貨幣の必要を是認してゐるのである。彼は更に合金の問題について、高價なる金貨はその内容認識の困難なると、欺瞞の危険あるを以て合金は絶対に排斥すべきも、小額貨幣に限つて許すべきものとしてゐる。

(註六) 小額貨幣については、當時の學者間に異論があつた。即ち小額貨幣は特にその品位の貶下される危険多きものなるが故に、債權者は小額貨幣にて支拂を受くるの義務ありや否やの問題は當時の學者間に論議されてゐた。Molinaeusの記録に依れば「右の問題に對して、巴里の元老院は、小額貨幣は商業を營むためのものには非ずして、只單に引換のために造られたものであり、且つ大きな金額の時には量販する不便ありとの理由の下に消極的の裁決を下してゐる。」然し之に對して *Albert Brunus* 等の反對説がある。<sup>11)</sup>

但し此の場合に於ても社會民衆の必要に對して (*pro utilitate communi*) のみ許さるべきであつて、國王が合金によつて利益を獲得せんとするが如きは *mendacium ac perjurium* とし絶対に排

10) Oresme, *Traictie* pp. 11, 12, 18, 19.

11) *Monroe*. *op. cit.* p. 36.

斥すべきである。

貨幣の金屬や合金(泥和)の改變は金屬が全く缺乏したる場合又は廢棄せられたる場合に限り許さるべきものであるが、然し凡ての場合に於て注意すべきことは、貨幣形式に鑄造せられたる名目價值 (Precium od. Nennwert) を素材價值 (Valor od. Stoffwert) への一致である。彼は茲に Valor を Precium を嚴重に區別してゐる。

此の Valor を Precium に關聯して種々の金屬より成る鑄貨間に一定の價值關係即ち比價 (Proportion) が成立する。この比價は金と銀との自然的習慣 (Naturalis habitudo auri ad argentum) 即ち自然的關係に基いて定まるものであつて、それは二十對一 (20:1) である。(註七)

(註七) Plato の著と云はれてゐる Hippocrates には金銀の比價は十二對一 (12:1) と誌されてあるが、當時の學者には未だ全く知られてゐなかつた。<sup>12)</sup>

然しオレームは此の比價を十六世紀の Scarron の如く永久的妥當性を有するものとは思はなかつた。即ち金屬の供給量に重大なる變化が起らば此の比價も變化せざるを得ない。然しこの比價は個人が任意に變化すべきものでなく、また國王と雖も獨りに干涉し得ない、只社會が既に確定せし時に限り變更し得るものである。<sup>13)</sup>

彼は當時の慣習に従つて複本位制を認容し居るも、その根底に於て貨幣としての性質以外に商

12) Monroe, p. 32.

13) Oresme, Traictie, pp. 30-33.

品としての特性をも有する二つの可變化的價值物(金銀)をその價值の動搖を防ぐべき何等の保證なしに恒常不變の關係に置くことは困難であることを認めてゐた。

貨幣制度に關する規定は便宜上國王が司るも、國民の代表からなる委員會に之を移讓することも出来る。然しオレーム自身には國王は最大の公人たり權威者なるが故に(*est persona magis publica et majoris auctoritatis*) 最適任者であると考へた。(註八)

(註八) 國家の造幣獨占權はオレーム以後殆んど論議されなかつたが、スペンサー(H. Spencer)は唯一の例外者であつた。彼は造幣工場を民間の競業者に委讓すべきことを主張した。<sup>14)</sup>

此の貨幣制度の規定内には造幣制度に關するものも含んでゐるが、彼は只造幣の技術的方面のみを論じてゐる。則ち彼は *Burdan* と同じく貨幣は社會民衆の幸福のために鑄造せらるゝものであるから、國王は宜しく鑄貨の品位量目に注意し、計算運搬に便利なる形態と、偽造を困難ならしむるための刻印とを確保しなければならぬ。

若し國外の王侯が偽造を企てたる場合には直ちに之を膺懲し、又不幸にして形彩共に相似の偽造貨幣が (*Moneta sophisticata falsa et similia bonae in colore et figura*) 國內に流通し始めた時には、國王は直ちに舊良貨を回収して新貨幣に代へねばならぬ。現に流通する貨幣が甚しく磨耗したる場合にも亦同様である。

此の貨幣制度に關する規定と共に、國王は現に流通する貨幣及び新に流通に置かれんとする貨幣に關して統制職能と保證職能とを擔任する。この統制並に保證審廷として、國王は各種の金屬より成る貨幣の價值關係(比價)を確保しなければならぬ。

此の貨幣鑄造の委任によつて國王は造幣の費用を要する。この造幣費用は何人が負擔すべきやについて、彼は貨幣は社會民衆に所屬するが故にその所屬者たる社會民衆が負擔すべきもの (*Sicut ipsa moneta est communialis, ita debet fabricari expensis communialis*) となした。

彼は造幣費用の徵收方法として「金屬の市場に於ける買入價格を鑄造後の名目價格よりも低く評定すること、但しそれによつて得らるゝ額は鑄造に要したる實費、即ち勞働並に必要な費用 (*pro labore et necessariis ad monetandum*) を超過してはならぬと述べてゐる。(註九)(註十)

(註九) 彼と同時代の人 *Parolus* は貨幣は鑄貨の形態に於ても地金の形態に於ても同一の價值のあるやう規定されなければならぬと考へ、無手数料鑄造 (*gratuitus coinage*) の必要を認め又彼より後の人 *Molinaeus* も鑄貨の外來價值 (*extrinsic value*) と內在價值 (*intrinsic value*) の等しきを最上とすと述べ、造幣手数料の徵收に反對してゐる。尙ほ彼はこの實施に伴ふ利益を擧げて曰ふ。(一) 商業が兩替商の仲介なくして何處にても營み得らるゝこと。(二) 貨幣の鑄造偽造の凡ゆる誘惑が除去されること。(三) かゝる事情の下に於ては金銀の鐵山を有せざる國も他の諸國と同様に貨幣に豊裕たり得ること。<sup>15)</sup>

(註十) 造幣手数料を徵收すべき國王の法律上の權利は、從來財産の權利が國王の肖像に依つて示されるとか、國王の商品に課税する權利とか、皇室の世襲財産内に造幣をも含むとかいふやうな種々の議論によつて建設されてゐた。十三世紀の終迄法律は國王に對し如何なる制限をも認めなかつた。勿論これより以前に於ても實際上權利の惡結果に對しては多くの抗議が

15) Landry, Mutations des monnaies dans l'ancienne France. p. 70  
16) Boiss, Tractatus Varii, p. 317. Monroe, op. cit. pp. 35-36.

あつた、併しながら原則それ自體に對してではなくして權利の濫用に對してであつた。茲に注意すべきは、當時の議論は國王が造幣費用を徴收し得るや否やについてではなくして、國王は何程多く徴收し得るやの問題についてであつたことである。

最初教會法學者達は、國王の造幣費用の氣儘な徴收の危険と、造幣費用を國王に負擔せしむるの不當との二者を調停して、國王の良心に訴へてゐた。かくして St. Thomas の如き、造幣益金を徴收する權利は認めるが留保と慎重とを以て臨まるやう勸説してゐる。<sup>17)</sup> 然し凡ては無効に終つた。然し濫用を繰返すに従つて漸次國王の權は制限せられ、終には國王は彼等の抗議に對して妥協を申出で、(一)變改には豫告を與ふること。(二)新貨幣には容易く識別し得るやうな形態を與ふること。(三)人民若くはその代表者の同意を求むること。と同意するに至つた。

斯くの如き發展の結果として造幣益金を徴收する權利はある制限に従ふべきものであるとの傳統を生じた。Babelonによれば、人民のこの權利の最初の確定公式は法王 Innocent IV (Pope 1243-54) の法令である。それには非常特別の場合、しかも人民の同意あるに非ざれば、國王は造幣に要したる實費以上に手数料を徴收してはならぬとの原則が示されてある。この法令が寺院の傳統となり、カノニストは爾後これを主張した。

Buidan は必要の場合に應じて國王の益金獲得を制限することに満足してゐたやうであるが、Oesne は假令貨幣の所屬者たる社會民衆が正當の造幣益金を支拂ふことによつてその費用を負擔すとも、國王の側に於けるそれ以上の要求は暴政であり自然並に神の法則に反すと。<sup>18)</sup>

國王は造幣手数料の徴收の場合と同様に、貨幣の改變 (Mutatio monetarum) によつて利益を上めてはならぬ。

貨幣の改變には、(一)形狀の變更 (Mutatio in figura) (二)比價の變更 (Mutatio proportionis monetarum)

17) Babelon, Théorie Feodale de la monnaie. pp. 315-316.

18) Monroe, op. cit. pp. 33-35

(三)名稱の變更 (Mutatio appellacionis) (四)量目の變更 (Mutatio ponderis) (五)材料の變更 (Mutatio materiae) (六)組成の變更 (Mutatio composita) の六つの場合があるが、彼は(一)貨幣の名稱の變更は各種貨幣間の關係を紊亂するが故に不可、又極印の變更は贋造偽造のありたる場合又は使用に堪へ得ざる程度の磨耗ある場合に限り許さるべく。(二)新量目の鑄貨は新名稱を以てのみ造らるべく。(三)材料の變更は從來のものが缺乏したる時のみに限らるど。

以上の消極的原則は凡て國王の造幣權濫用に對して提議したものであるが、此等改變並に惡改鑄の種々の方法の内部關係については深く論じて居らぬ。(註十二)

(註十二) Mutatio proportionis 及び Mutatio Composita は彼の師 Buridan の看過したるを彼が補促したのである。<sup>19)</sup>

乍併、彼が此の時代に於て、マクラウド以後人々からグレシヤムの法則 (Gresham's law) と呼ばるゝものを認識してゐたといふことは、彼の所説中最も重要な點である。即ち彼は國王の貨幣惡改鑄政策に對して次の如く述べてゐる。「惡改鑄に依つて、國王は國民より貨幣を奪ふのみならず、尙ほ良貨を國外に流出せしめる。蓋し人々は貨幣が最も高く評價される所にそれを持ち行かんと努めるからである。かくして良貨は國外に流れ出で、只惡貨のみ残る。即ち惡貨は良貨を驅逐するのである。かくして終には國の内外に於て惡貨が偽造贋造せられ、商業貿易は漸次に衰退し、貴金屬も亦國外に流出する」<sup>19)</sup> „Rursus aurum et argentum propter tales mutationes et imperationes

minoratur in regno : quia non obstante custodia defertur ad extra. ubi carius collocantur. Homines enim conantur suam monetam portare ad loca. ubi eam credunt magis valere.....Item propter istas mutationes bona mercimonia seu divitiæ naturales de extraneis regnis cessant ad illud afferri. in quo moneta sic mutatur : quoniam mercatores cæteris paribus prædiligunt ad la loca transire. in quibus recipiunt monetam certam et bonam. Adhuc autem intrinsecus in tali regno negotiatio mercatorum per tales mutationes perturbatur et multipliciter impeditur. 20。以上をもつて彼の *Tractatus* は結ばれてゐる。オレームの意識した法則の要點は、(一)各種の貨幣金屬の比率は市場價格に一致しなければならぬ。(二)低く評價せられたる金貨は市場から驅逐される。(三)良貨と悪貨とが互に流通する所では良貨が驅逐されて悪貨が流通する。であつて、本質や制限が初めて組織的に攻究せられた所謂グレシウム法則なるものと、オレームの意識したる貨幣現象に就いての法則とは互に符合する所多きを見る。(註十二)

彼はまた貨幣改悪鑄の結果、貨幣によつてなされる、支拂、收入、貸子等は不確定となり、貴族、僧侶、裁判官、軍人、職工、商人等凡てその弊害を蒙つて貧困に陥るが、只少數の兩替商のみ利益する。蓋し兩替商は屢々貨幣の改變に關する秘密報告を得て、安價の時に良貨を買集め、騰貴したる時之を賣却して巨利を博するからである(註十三)(註十四)

また貨幣の磨損が自然法則的に品位の漸次的貶下をも増進し、その結果貨幣の形態水準が常に

20) Oresme, *Traictie*, pp. 26. 60-63  
Monroe, *op. cit.* p. 38.



悪貨と同列に置かれ、貴金屬のあらゆる輸出禁止もその効果なく、國外に於て盛に偽造贋造が企てらるゝと述べてゐる。

(註十二) 學者或は Aristophanes (450-380 B. C.) が希臘の昔に於て既に所謂ゲレシウム法則を喝破してゐると説くものあれども、吾人が若し虚心坦懐に Aristophanes の詩「蛙」を讀むならば、そこには「今日最早や良き舊貨が行はれないで悪貨が通用する」といふ單なる事實の敘述以外に何物をも見出さぬであらう。併しながら、所謂ゲレシウム法則なるものが既に久しき以前よりオレーム以外の多くの識者によつても省察されてゐたことは事實である。例へば有名なる法律學者 Pierre Dubois は一三〇八年に『貨幣の貶質の結果、外國人が鑄貨に含まるゝ金銀の實際量のみを注意するやうになつて以來、物價が非常に騰貴した』といふことを國王に懇訴してゐる。また Heinrich von Gent (1217-1293) は「國家が多種類の貨幣を一緒に流通せしむるならば、其内の或る貨幣はその量目に基いて、その建設價值以上に評價されるといふやうなことが起る。

この場合に若し何等の禁止さへなければ所有者はその貨幣を取引から撤去し又量目に従つて之を處分せんと欲するであらう」と説き、十四世紀のある貨幣局長の手記にも「整正されない金銀の危險によつて、sometimes silver eats gold, sometimes gold eats silver」なる文句がある。Monroe は之を評して、ある傾向——經濟法則——の存在の認識は煩瑣なるオレームの研究に優ると。一五二六年の Copernicus 一五四九年の John Hales の所説は省略する。

(註十三) Molinacius は此の論に反對してゐる。即ち若し凡ゆる貨幣が一樣に騰貴するならば、同一國家内に於ては何人も害され又は害することもない。何となれば凡ての物價が同一比例に騰貴するからである。詳しくは Monroe, p. 29 参照。

(註十四) 造幣權の多様性と類々として起る鑄貨の貶質の結果は兩替業を普及せしめた。而かも此の兩替には屢々暴利(usura)を伴ふので、その合法性が論議されるやうになつた。

オレームは兩替商 (Collibistarium) を単しき商業 (vili negotio) として排斥してゐる。即ち彼は貨幣は貨幣を貶ます (Pecunia pecuniam parere non potest) とのマルストートルの貨幣不貶論、並に貨幣は消費物 (consumptibles) なり、

21) Brants op. cit. pp. 188. 189. (Monroe. p. 25)

22) Schreiber, a. a. O. S. S. 134

23) Brants, op. cit. p. 189

24) Monroe, op. cit., p. 38

25) Monroe, p. 29.

且つ時間それ自身は貨幣を貽まず (Tempus per se pecuniam parere non potest) とする、Thomas の usura 及び *justum pretium* の影響を受けて貨幣兩管業は不正且つ不法 (*illicitum et injustum*) なりとした。

乍併、彼は貨幣の改變が物價に如何なる影響を及ぼすか、又それによつて勞賃や小賣値段に變化を生ぜざるか、輸出の増加を惹起せざるかについては何等論究してゐない。又彼の説く貨幣流通は國內のみに限られ、國家相互間の流通は全く看過されてゐる。彼の貨幣數量説は後進者に對して何等の指標をも與へない。彼の貨幣職能論はアリストートルの註釋者達によつて攷究せられた程度以上には一步も出てゐないのである。<sup>26)</sup>

彼は價値を説くも、只貴金屬の價値を決定する要素として *pretiosa et rara* を示し、金はその性質上、銀よりもより稀少にしてより貴重高價なるが故に銀よりも一層重用せらるゝといふ事實を述べたに過ぎない。

彼は何故に貴金屬が高き價を有するかを深く基礎づけることを避け、また價値の主觀的基礎については Heinrich von Gent 並に彼の師 Buridan 等と同様全く之を看過してゐる。彼の著作について窺ひ得る金屬の價値は、その自然的關係によりて條件づけらるゝ生産の困難と、その存在量とに因るものと解すべきか、然らずんば、金はその性質上銀よりもより貴重なるが故に、若くはより一層貴金屬なるが故に高價であるを解する他はない。<sup>27)</sup>

26) Miller, S. 120.

27) Kaula, „Der Lehrer des Oresmius“ Zeitschrift f. d. ges-Stw. Bd. 60. S. 458; Schreiber, a. a. O., S. 192.

彼は貨幣を價值比較の具 (Instrumentum aequivalens) であり、人工的富 (Artificiales divitiae) なりと解し、又名目價值と素材價值とを辯別しながら、尙はその價值は國王に依つて確定されるものにあらず、その素材の量目と品質とに依つて定まる一つの商品なりとの valor impositus の陳套を脱し得なかつたゆめにか貨幣と物價又は貨幣價值の安定等の如き、解き難き幾多の難問に逢着したやうである。Wolowski の言葉を借つて云へば、彼はその根本に於て尺度とその測定とする對象とを混同した。<sup>28)</sup> 寒暖計は熱を指示する、然し熱そのものではない。秤は重さを確定する、しかもその等價物ではない。貨幣は物の價值を測定する共同單位ではあるが、測定せらるゝ對象と同一物でもなければ又それに取つて代るものでもない。

彼は貨幣の魂を宿す金銀の特殊の意味を理解し得ないで、貨幣は必ず金銀の如き Materia prima たるべしとする當時の貨幣觀に囚はれてゐたのである。

或る學者の云ふが如く、彼の所説の悉は獨創ではなく、多くは先人の思想を踏襲したものである。例へば金屬貨幣の商品的性質、その需給の結果、貨幣改惡の弊害等は彼の師 Buridan も既に述べてゐる。然し彼はそれ等の重要な諸點を組織的に攷究し、原則的に一層發展せしめた。彼は兩本位制の困難を認め、造幣費用の徴收を是認し、又低く評價されたる貨幣の海外流出をも看破して後世の Copernicus や Gresham 等にその指標を與へた。彼の貨幣現象に關する論述は彼が

28) K. Diehl u. Mombert, Ausgewählte Lesestücke zum Studium der Politischen Oekonomie. Vom Geld. 2. S. 35-36

その時代を善く理解してゐた證據であつて、確かに彼は十四世紀に於ける偉大なる國民經濟學者の一人であつた。

Endemann が若しオレームは Thomas Aquinas と全然同一の思想を有してゐたとするならば、それは誤である。<sup>29)</sup>

中世に於ける教會法學者の隨一とも稱せらるゝかの Thomas が造幣に關する國王の本分を高調し、またオレームの先輩の多くが、貨幣に關する重要な點を認識してゐたといふことは確かな事實である。然しオレームが此等の人々と異なるは、彼には神學的型式がより少ないと云ふ點ではなく、寧ろより多く經濟的特性を有したといふ點である。<sup>30)</sup> オレームも亦時代の羈絆を超越してはゐなかつた。Roscher が若しオレームは早くも且つ全然神學的時代から解放されてゐたと思つてゐたならば、それは誤である。<sup>31)</sup> 例へばオレームが moneta は monet に由來するといふ思想から貨幣を神聖視して、その改惡を全然排斥したるが如き、如何に尙ほ宗教的觀念の浸潤せしかを證するに足る。其他彼の道德的傾向、主權の讚美、經濟的素養等、その時代のそれと殆んど一致してゐたのである。

されば吾人はオレームについてのロツシエルの激賞に對しては若干の制限を附せねばならぬ。實にアルトマンの言ふが如くオレームを有名ならしめたるもロツシエルであるが、又彼の眞價

29) Endemann, a. a. O. Studien Bd. 1, S. 26. Bd. 2, S. 188.

30) Altman, a. a. O. S. 32.

31) Roscher, Zeitschrift, a. a. O. S. 317.

を誤らしめたのもロツシエルである。<sup>32)</sup>

オレーム自身も告白する如く、彼は決して革新者 (innovator) ではなかつた、當時既に存せし思想を事實に則して解説したのである。<sup>33)</sup> 即ちオレームは只貨幣が商品性を有する交換手段であつた時代に屬する原理を捕捉したに過ぎなかつたので、貨幣が新しい且つ全く異つた職分を有する現今の貨幣理論を有してゐたのではない。(評十五)

(註十五) オレームの名聲は經濟學史家ロツシエルの推賞に負ふ所が多い。彼は實にオレームを十四世紀に於ける偉大なる國民經濟學者なりと讚美し、*Zeitschrift. f. d. ges. Statist.* には „durchweg korrekt“ と書いてあるが、其後の著書、*Geschichte d. Nationalökonomie* S. 306 には „fast durchweg korrekt“ と訂正してゐる。然しエンデマンの如きはロツシエルの説を排し、オレームの説は其創思に出でしもの少くトマスダキノ以下の思想を承繼せしに過ぎずと云つてゐる。尙ほオレームに對する適當評價については Oncken, *Geschichte der Nationalökonomie*, S. 129. 並に Dühring, *Kritische Geschichte der Nationalökonomie*, S. 27. を參照。

乍併、よしオレームが時代を超越し得ず、またその所説に幾多の缺點と誤謬があつたにせよ、彼がその當時の思索家をして先づ第一に組織的に論究すべきことを意識せしめた功績はある。況んやその著作の動機が純思索的欲求からではなくして寧ろその時代の惡鑄改竄の弊害を救濟せんとする政治的興味に多く存したことを顧ふ時、彼に向けらるゝ非難の大部は寛假されるであらう。アルトマンの言ふが如く、彼は貨幣理論を書いたのではなく、彼が聽聞したる個々の點を論

32) Altmann, S. 25

33) Monroe, op. cit. p. 38

究したのである。貨幣論ではなくして寧ろ鑄貨論である。されば歴史的立場から近世的見解の代表者の如く彼を讚美する人よりも、その過當評價を攻撃する人々の方が、寧ろ正しいと思ふ。

さは云へ、彼が鋭敏なる經濟眼と卓越せる賢明とを以てその時代の疾患を認識し、經濟生活の個々の法則を理解して、貨幣改惡の結果に向つて下したる學理的判斷は、永く世界の共有となり、其效果は獨りカール五世の治世のみには止まらなかつた。(註十六)かの普の Copernicus 佛の Jean Bodin 伊の Scarron 英の Price Vaughan, Gresham, Cotton Petty, North, Harris, Locke (十七世紀)及び Turgot 等、多くは彼によつて開拓せられし途を歩んだのである。

(註十六) 一四一二年カール六世が貨幣に關する設つた方策を探つた時、巴里大學の權威達は次の如き言葉を以て愁訴した。

„Et n'est point a oublier comment depuis un peu de temps en ça votre monnoye est grandement diminué en poise et en valeur, en tant qu'un escu est de moindre valeur qu'il ne souloit, de deux sols et les blancs de deux blancs, chascun de trois mailles, laquelle chose est en préjudice de votre peuple et de vous premierement. Et par ainsi est la bonne monnoye expurgée, car les changes et les Lombars cuillent tout le bon or, et font payement de nouvelle monnoye.”<sup>44)</sup>『近來汝(國王)の金貨が如何にその量目と價值とに於て賤下しつゝあるかを決して忘れてはならぬ。例へば一エキニーは從來より二リロだけその價值を減じ、二フランは各々三マユーだけの價值を減じてゐる。斯くの如きは汝の國民否な第一汝國王の損失になることである。かくして良貨は驅逐される。何となれば兩替商ロンパール人達が凡ゆる良い金貨をかき集めて、支拂の際には新しき貨幣を以てするから』

之を要するに、彼によつて開闢せられし貨幣學說には、一般に妥當する原理の存すると同時に

34) Jourdan. Le Commencement de l'économie politique au moyen âge. S.

また幾多の缺點と誤謬をも含んでゐる。乍併、彼が貨幣改悪の結果、實價を異にする二個の貨幣が同一の名目價格を以て流通する時、人々が名目價格よりも實價の高き貨幣を撰びて或は之を蓄藏し、或は鑄潰し、或は國外に輸出して利益を獲んとするは、人間利己心の發動であつて、貨幣の流通が法律及び習慣の力よりも更に經濟的勢力によることの偉大なるを看破して、所謂貨幣流通の法則に確標を建てた功績は、没却することが出来ぬ。

彼の著書 *Tractatus* が恐らく貨幣に關する最初の特殊論文として、又スコラステイカーの明確にして直截的な解説として、貨幣學史上特異の地位を受くると共に、彼の唱へし貨幣學說も „*Morbus numericus*” の終熄せざる限り、永く世の感賞を享けるであらう。(完)(二、九、五)